



2025年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之
(コード：7182、東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートスタッフ部門 IR部
(TEL：03-3477-0111)

売出株式数の変更に関するお知らせ

当行は、2025年2月27日にお知らせいたしました当行普通株式の売出しに関し、当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し並びにオーバーアロットメントによる売出し）に係る事項のうち売出株式数を下記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

当行は、本日公表の「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び取得終了並びに自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けによる自己株式の取得（取得株式の総数 13,266,900 株、取得価額の総額 19,999,851,750 円）を行いました。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの売出人である日本郵政株式会社は、当該自己株式取得に応じて、その保有する当行普通株式の一部 12,726,700 株を売却いたしました。

当該売却の結果、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しにおける売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける売出株式数を変更するものです。

2. 変更内容

当行普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し）における売出株式数

(1) 売 出 株 式 の 下 記①及び②の合計による当行普通株式 356,497,400 株

種 類 及 び 数 ①引受人の買取引受けによる国内売出しの対象株式として当行普通株式 274,503,100 株

②海外売出しの対象株式として当行普通株式 81,994,300 株

なお、上記①及び②の合計である引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は 356,497,400 株であり、上記①及び②に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日（2025年

注意事項：

この文書は、売出株式数の変更について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3月10日(月)から2025年3月12日(水)までの間のいずれかの日に決定される。

当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）における売出株式数

(1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 53,474,500株（上限）

種 類 及 び 数 上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、最終の売出株式数は、引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

(2) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案した上で、53,474,500株を上限として大和証券株式会社が当行株主より借受ける当行普通株式の日本国内における売出しを行う。

以上

注意事項：

この文書は、売出株式数の変更について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。